

令和8年2月市議会 総務委員会資料

第31号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

| <目次> | ページ |
|------------------|-----|
| 1 改正の趣旨 | 2 |
| 2 改正する条例 | 2 |
| 3 改正の内容 | 2 |
| 4 施行期日 | 4 |
| 5 条例の新旧対照表 | 5 |

総 務 部

令和8年2月

1 改正の趣旨

- (1) 令和7年人事院勧告に基づき、令和8年度における国家公務員の給与制度が見直されることに伴い、本市の一般職においても同様の措置を講じようとするもの。
- (2) 獣医師について、人材確保が困難な状況が続いていることや、給与が長崎県や他都市と比較して低い水準にあることを踏まえて処遇改善を図るため、獣医師に係る第1種初任給調整手当の限度額を上げようとするもの。
- (3) その他所要の整備を行うもの。

2 改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（5条例）

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例
- (2) 長崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (3) 単純な労務に雇用される一般職の職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (4) 長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例
- (5) 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

3 改正の内容

(1) 人事院勧告に基づく改正

ア 第2種初任給調整手当の新設

職員の月例給与水準を適切に確保するため、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、一般職の給与が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合、差額を補填する手当として、第2種初任給調整手当を新設する。

【手当額】 基準額(①)と特定額(②)の差額(③)を月額に換算した額

| | |
|---|----------------------|
| ① 基準額 (地域別最低賃金を考慮して市長が定める額) 【参考例】 時間額1,031円(長崎県最低賃金) | |
| ② 特定額 (1時間当たりの給与相当額) 【参考例】 時間額1,000円 | ③ 差額 【参考例①-②】 31円 |

※(参考)行政職給料表1級1号給(月額195,800円)の②特定額は、時間額1,178円(令和8年4月1日)

イ 通勤手当の支給限度額の見直し

自動車等の交通用具に係る使用距離の上限を国家公務員に準じて見直すことに伴い、自動車等の交通用具利用者に係る通勤手当の支給月額限度額を改定する。

| 区 分 | 改定前 (A) | 改定後 (B) | 増減 (B-A) |
|-------------|---------|---------|----------|
| 使用距離の上限(片道) | 65km | 100km | 35km |
| 支給月額限度額 | 50,885円 | 77,625円 | 26,740円 |

(2) 第1種初任給調整手当の改定

獣医師に係る第1種初任給調整手当の支給月額限度額を、長崎県の獣医師の初任給調整手当の額に準じ、改定する。

| 区 分 | 改定前 (A) | 改定後 (B) | 増減 (B-A) |
|---------|---------|---------|----------|
| 支給月額限度額 | 30,000円 | 55,000円 | 25,000円 |

【参考】獣医師の給与の処遇改善額(動物愛護管理センター配置の場合)

| 区 分 | 現 行 (A) | 見直し後 (B) | 差額 (B-A) |
|------------|------------|------------------------------|-----------|
| 採用時の給与月額 | 295,000円 | 339,800円 (参考:長崎県341,900円) | 44,800円 |
| (うち給料月額) | (251,800円) | (251,800円) | -円 |
| (うち給料の調整額) | (13,200円) | (33,000円) | (19,800円) |
| うち初任給調整手当 | 30,000円 | 55,000円 | 25,000円 |

※ 獣医師(大学6卒)の初任給基準(行政職給料表1級45号給)による額(地域手当は含んでいない。)

(3) 所要の整備

ア 平成20年度の給与制度見直しに伴う経過措置期間の見直し

平成20年度に実施した給料月額引き下げに伴う給料月額の現給保障において、令和8年度末の定年退職により、対象者がいなくなることから、当該経過措置の終了期限(令和9年3月31日)を規定する。

イ 上下水道局に特定任期付職員を配置した場合の、同職員に対する管理職員特別勤務手当の支給に関する規定の整備

4 施行期日

(1) 3(1) 人事院勧告に基づく改正、3(2) 第1種初任給調整手当の改定

令和8年4月1日

(2) 3(3) 所要の整備

公布の日

5 条例の新旧対照表

一般職の職員の給与に関する条例等の新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| 【第1条関係】 | |
| ○一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年長崎市条例第113号) | |
| (給与) | (給与) |
| 第2条 この条例で給与とは、給料、給料の調整額、管理職手当、 <u>初任給調整手当</u> （第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。第19条、第23条第2項及び第23条の2第3項において同じ。）、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいう。 | 第2条 この条例で給与とは、給料、給料の調整額、管理職手当、 <u>初任給調整手当</u> 、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいう。 |
| <u>(初任給調整手当)</u> | <u>(初任給調整手当)</u> |
| 第7条の4 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、それぞれ当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から20年以内の期間、採用後市長が定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、 <u>第1種初任給調整手当</u> として支給する。 | 第7条の4 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、それぞれ当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から20年以内の期間、採用後市長が定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、 <u>初任給調整手当</u> として支給する。 |
| (1) 〔略〕 | (1) 〔略〕 |
| (2) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるもの 月額55,000円 | (2) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるもの 月額30,000円 |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により<u>第1種初任給調整手当</u>が支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、<u>第1種初任給調整手当</u>を支給する。</p> <p>3 前2項の規定により<u>第1種初任給調整手当</u>を支給される職員の範囲、<u>第1種初任給調整手当</u>の支給期間及び支給額その他<u>第1種初任給調整手当</u>の支給について必要な事項は、市長が定める。</p> | <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により<u>初任給調整手当</u>が支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、<u>初任給調整手当</u>を支給する。</p> <p>3 前2項の規定により<u>初任給調整手当</u>を支給される職員の範囲、<u>初任給調整手当</u>の支給期間及び支給額その他<u>初任給調整手当</u>の支給について必要な事項は、市長が定める。</p> |
| <p><u>第7条の5 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の市長が定める職員にあっては、市長が定める額）並びにこれに第9条の2第2項の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して市長が定める額（同項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から市長が定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。</u></p> | <p>[新設]</p> |
| <p><u>2 第2種初任給調整手当の月額は、市長が定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。</u></p> | <p>[新設]</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>3 <u>第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が定めるものには、市長が定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。</u></p> <p>4 <u>前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。</u></p> <p>(通勤手当)</p> <p>第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 当該職員の使用する自動車等の種類及び使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、<u>77,625円</u>を超えない範囲内において市長が定める額</p> <p>(3) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 通勤手当は、支給単位期間（市長が定める通勤手当にあっては、市長が定める期間）に係る最初の<u>月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市長が定める場合</u>にあっては、<u>その翌月</u>）の市長が定める日に支給する。</p> <p>5～7 [略]</p> | <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 当該職員の使用する自動車等の種類及び使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、<u>50,885円</u>を超えない範囲内において市長が定める額</p> <p>(3) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 通勤手当は、支給単位期間（市長が定める通勤手当にあっては、市長が定める期間）に係る最初の<u>月</u>の市長が定める日に支給する。</p> <p>5～7 [略]</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p style="text-align: right;">【第2条関係】</p> <p>○長崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和32年長崎市条例第17号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準を定めるものとする。</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 上下水道局に勤務する企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料、給料の調整額、管理職手当、<u>第2種初任給調整手当</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(第2種初任給調整手当)</p> <p>第5条の2 第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員が受けるべき給料及び地域手当の額について管理者が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、当該地域における最低賃金法（昭和34年法律第137号）による地域別最低賃金の額を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。</p> <p>2 前項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。<u>以下「法」という。</u>）第38条第4項の規定に基づき、上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準を定めるものとする。</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 上下水道局に勤務する企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料、給料の調整額、管理職手当、<u>初任給調整手当</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第12条の2 第5条に規定する職にある職員(以下「管理職員」という。)又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年長崎市条例第39号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、<u>管理職員又は特定任期付職員</u>が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> | <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第12条の2 第5条に規定する職にある職員(以下「管理職員」という。)又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年長崎市条例第39号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、<u>管理職員</u>が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">【第3条関係】</p> <p>○単純な労務に雇用される一般職の職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和32年長崎市条例第34号)</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、給料、<u>第2種初任給調整手当</u>、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p><u>(第2種初任給調整手当)</u></p> <p><u>第4条 第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員が受けるべき給料の額について市長が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して市長が定める額を下回るものに対して支給する。</u></p> <p><u>2 前項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が定める職員には、同項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。</u></p> | <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、給料、<u>扶養手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>[新設]</p> <p><u>第4条 削除</u></p> <p>[新設]</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p style="text-align: right;">【第4条関係】</p> <p>○長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (平成3年長崎市条例第14号)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「学校職員」とは、次に掲げる者をいう。 (1)～(5) [略]</p> <p>2 この条例において「給与」とは、給料、給料の調整額、管理職手当、<u>初任給調整手当(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。次条第1項本文において同じ。)</u>、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当をいう。</p> <p>(支給)</p> <p>第3条 学校職員に対して、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当(以下「給料等」という。)を支給する。ただし、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された学校職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)に対しては、給料等のうち、<u>初任給調整手当(第1種初任給調整手当に限る。)</u>及び扶養手当は支給しない。</p> <p>2 [略]</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「学校職員」とは、次に掲げる者をいう。 (1)～(5) [略]</p> <p>2 この条例において「給与」とは、給料、給料の調整額、管理職手当、<u>初任給調整手当</u>、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当をいう。</p> <p>(支給)</p> <p>第3条 学校職員に対して、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当(以下「給料等」という。)を支給する。ただし、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された学校職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)に対しては、給料等のうち、<u>初任給調整手当及び扶養手当</u>は支給しない。</p> <p>2 [略]</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p style="text-align: right;">【第5条関係】</p> <p>○一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (平成20年長崎市条例第46号)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>5 <u>令和9年3月31日までの間、切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年長崎市条例第48号。以下「平成21年改正条例」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者</u>にあつては、当該給料月額（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年長崎市条例第17号）附則第6項から第8項までの規定の適用を受けていた職員にあつては、これらの規定による給料の額を加えた額）に当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）とする。）に達しないこととなるもの（市長が定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>5 <u>切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年長崎市条例第48号。以下「平成21年改正条例」という。）の施行の日において次の各号</u>に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年長崎市条例第17号）附則第6項から第8項までの規定の適用を受けていた職員にあつては、これらの規定による給料の額を加えた額）に当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）とする。）に達しないこととなるもの（市長が定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> |